

杏林堂クリニック 施設基準 一覧

令和6年6月より

【基本診療料】

情報通信機器を用いた診療に係る基準

●「情報通信機器を用いた診療」に関する研修を受け、厚生局に認められました。いわゆる「オンライン診療」です。なお、規定により初診の場合には向精神薬は処方できませんのでご了承ください。

外来感染対策向上加算

●感染防止対策部門を設置し、研修、巡回等を行っています。また、神奈川県知事より、第二種協定指定医療機関として認定されています。

医療DX推進体制整備加算

●医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

- ①オンライン請求を行っています。
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③電子資格確認をして取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ④マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- ⑤医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しています。

【特掲診療料】

糖尿病合併症管理料

●当院看護師が、糖尿病合併症による足病変の研修を受け、認定されています。糖尿病足病変ハイリスク要因を有する患者様に対し、評価、指導、処置等を行います。

二次性骨折予防継続管理料3

●骨粗鬆症の治療による二次性骨折の予防を推進する観点から、骨粗鬆症を有する大腿骨近位部骨折患者に対して早期から必要な治療をガイドラインに沿って実施した場合について算定が認められたものです。

別添1の「第9」の1の(2)に規定する在宅療養支援診療所

●当院は、他の医療機関と地域における在宅療養の支援に係る連携体制を構築しています。

別添1の「第9」の2の(3)に規定する在宅緩和ケア充実診療所・病院加算

●緩和ケアや看取り、緊急往診などに十分な実績を有する医療機関として認められました。

がん治療連携指導料

●がんに関して、小田原市立病院と地域連携診療計画に基づいた治療を行っています。

がん性疼痛緩和指導管理料

●がん性疼痛の症状緩和を目的として麻薬を投与する際の指導管理料です。

往診料の注10に規定する介護保険施設等連携往診加算

●当院は、「はなことば小田原一号館」「はなことば小田原二号館」「SOMPOケア ラヴィーレ小田原式番館」の協力医療機関として定められており、患者急変時には緊急往診を行っています。外来患者様をお待たせしたり、予定を変更することがございます。ご了承ください。

在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料

●在宅および施設で療養を行っている患者様に対して訪問診療、往診、医学管理を行っており、その評価として認められました。在宅で療養されている患者様の急変時には、外来診療を中断して緊急往診をすることがあります。ご了承ください。

在宅がん医療総合診療料

●在宅で終末期のがん治療を行っている方に対する評価として認められました。患者様の急変時には、外来診療を中断して緊急往診をすることがあります。ご了承ください。

持続血糖測定器加算(間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合)及び皮下連続式グルコース測定

●糖尿病治療中の患者様で、特に必要な方に対する、間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器の使用が認められました。

CT撮影及びMRI撮影

●当院では、16列のCTスキャンを使用しています。

脳血管疾患等リハビリテーション料(2)

●脳血管疾患の患者様に対するリハビリテーションで(2)の基準を満たし、認められたものです。

運動器リハビリテーション料(1)

●運動器疾患の患者様に対するリハビリテーションで(1)の基準を満たし、認められたものです。

外来・在宅ベースアップ評価料(1)、外来・在宅ベースアップ評価料(2)

●医療従事者の労働環境の改善を目的としたものです。職員の賃金改善に関し、計画、実績を厚生労働省に報告することで認められたものです。

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算

●在宅で持続陽圧呼吸療法(CPAP)を行っている睡眠時無呼吸症候群等の患者に対して、情報通信機器等を使用し遠隔での指導管理を行った場合に算定が認められました。

【その他】

医療情報取得加算

●当院では、マイナンバーカードを使用し、オンラインにより資格確認が行えます。また、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得、活用して診療を行っています。マイナ保険証のご利用をお願いします。

一般名処方加算

●当院では、医薬品の供給状況等を鑑み、一般名での処方を基本としています。なお、患者様の体調により、先発医薬品で処方し「変更不可」とすることもあります。

生活習慣病管理料Ⅱ

●糖尿病、高血圧症、脂質異常症を治療中の方に計画書を作成し、同意を頂いております。診療中に医師がお話したことを書面で交付することにより、より分かりやすくなっております。28日以上長期投与、リフィル処方箋の対応も可能ですので、担当医とご相談ください。

明細書発行体制等加算

●当院は明細書を無償で交付しております。明細書が不要の場合はお伝え下さい。
(発行できる体制に関しての加算のため、明細書を発行しない場合も加算が含まれます。)
また原則、領収証、明細書の再発行はいたしかねますので大切に保管してください。